

■ 区域区分の総見直しに関連するもの  
(区域区分:市街化区域と市街化調整区域との区分)



- 区域区分と臨港地区は、決定権者が愛知県  
→ 蒲郡市への意見照会予定あり、その回答を次回審議会にて審議予定
- 用途地域は、蒲郡市が決定権者  
→ 決定について、次回審議会にて審議予定